

「面会交流と子どもの利益」 ～法の日週間に寄せて～

東京家庭裁判所家事部所長代行者（判事） 青 木 晋

面会交流とは、一般に、夫婦が離婚した後や離婚前でも別居している場合に、子どもと離れて生活している方の親が、子どもと定期的、継続的に面会等をして交流を保つことを言います。面会交流の具体的な日時、場所、方法等については、まずは子どもの父母が話し合っただけで決めることになり、話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、その取り決めを求めることができますが、調停もまとまらない場合には、裁判官が、一切の事情を考慮して審判をすることになります。

近年、家庭裁判所では、面会交流の調停、審判事件が増加傾向にあります。裁判官、書記官、家庭裁判所調査官、家事調停委員といった様々な職種がチームを組んで連携し、必要に応じて、心理学などの行動科学の知見を有する家庭裁判所調査官が子どもの意向や生活状況を調査するなどして、面会交流のルール作りの調整を行い、よりよい解決のために努力しています。

ところで、民法の一部改正（平成24年4月施行）により、面会交流や養育費などについては、子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないことが明記されました（民法766条）。また、調停や審判の手続においても、子どもの年齢や発達の程度に応じて、その意思を考慮することが求められています（平成25年1月施行の家事事務手続法65条、258条）。

面会交流において最も優先すべき子どもの利益とは何でしょうか。

子どもにとって、両親の離婚や別居は大変な出来事です。子どもは、大人が考えている以上に周囲の出来事を自分に結び付けて考えがちだと言われています。「自分が悪いことをしたから父母がこんなことになってしまったのではないか。」「父（又は母）は自分を嫌いになってしまったのではないか。」などと自分を責めたり、不安な気持ちになったりすることもあるでしょう。

面会交流は、「あなたが悪いのではないよ。」「離れて暮らす親も

あなたのことが好きなんだよ。」という気持ちを子どもに伝える大切な機会になります。

子どもは、面会交流を通して、離れて暮らす親からも、「愛されている、大事にされている。」と感ずること、安心感や自信を取り戻すことができると言われていす。

面会交流がルールに沿って円滑に行われることで、子どもは双方の親から大切にされていると実感することができ、それが子どもの健やかな成長や幸福、すなわち子どもの利益につながっていくのではないのでしょうか。

更に詳しくは、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> の動画配信ビデオ「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」や「子どものための面会交流に向けて」をご覧くださいと幸いです。